車幅灯の操作装置		—	—
車幅灯のテルテール		—	緑
複数の灯火装置の操作装置		—	—
複数の灯火装置のテルテール		—	緑
駐車灯の操作装置		—	—
駐車灯のテルテール		—	緑
燃料タンク(残量)のインジケータ		—	—
燃料タンク(残量)のテルテール		—	黄又は橙
冷却水(温度)のインジケータ		—	—
冷却水(温度)のテルテール		—	赤
バッテリ及び充電システムのインジケータ		—	—
バッテリ及び充電システムのテルテール		—	赤
エンジンオイル(圧力)のテルテール		—	赤
アンチロックブレーキシステム(異常)のテルテール		—	黄又は橙
原動機(異常)のテルテール		—	黄又は橙

注１　光学的警報装置とは、道路交通法第52条第１項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅する又は交互に点灯させることにより警報を発することを専らの目的とする前照灯をいう。

注２　ハンドルバーとは、車両の方向を操作するため、かじ取フォーク又はかじ取フォーク間を連結するものに取り付けられたバーをいう。

第百七十七条第三項第一号中「同規則改訂版補足改訂版」を「同規則第２改訂版補足改訂版」に改める。

第百八十七条第七項中「（同規則第６改訂版補足第４改訂版）」を削る。

第百八十五条第１項中「窓ガラスの安全ガラス等」を「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km／ｈ以下の自動車を除く。）の窓ガラスの安全ガラス等」に改め、同条第二項中「大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度20km／ｈ未満の自動車及び被牽引自動車」を「最高速度40km／ｈ未満の自動車」に改め、同条第五項第二号ヘ中「乗車定員10人以下の自動車（以下本条において「乗用自動車」という。）」を「乗車定員９人以下の自動車」に、「車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲にはり付ける」を「車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた」に改め、「別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する」を削り、「別添37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域Ｂ（以下「試験領域Ｂ」という。）及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲」を「試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲」に改め、同号ロ中「乗用自動車以外の自動車」を「専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車」に、「車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲にはり付ける」を「車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた」に改め、「別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する」及び「別添37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの」を削り、同号ロをヘとし、同号ハの次に次を加える。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車にあっては、次の⑴又は⑵に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた場合にあっては、この限りでない。

⑴　運転者席の運転者が、V_1点又はＯ点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

⑵　試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲又は試験領域Ⅰ及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

第百八十五条第五項第二号を次のように改める。

三　公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車の前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　試験領域Ａにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5㎜以下であり、かつ、３本以下であること。

⑵　試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）にはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。